

貸 借 対 照 表

(2022年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	(23,040)	流 動 負 債	(10,729)
現 預 金	11,775	支 払 手 形	296
受 取 手 形	1	電 子 記 錄 債 務	2,800
電 子 記 錄 債 權	321	工 事 未 払 金	4,622
完 成 工 事 未 収 入 金	7,557	未 払 法 人 税 等	912
未 成 工 事 支 出 金	3,288	未 成 工 事 受 入 金	1,329
未 収 入 金	60	完 成 工 事 補 償 引 当 金	132
そ の 他 流 動 資 產	39	賞 与 引 当 金	234
		そ の 他 流 動 負 債	404
固 定 資 產	(522)	固 定 負 債	(265)
(有形固定資産)	(73)	退 職 紿 付 引 当 金	214
(無形固定資産)	(18)	そ の 他 固 定 負 債	51
(投 資 等)	(430)		
差 入 保 証 金	118	負 債 の 部 合 計	10,994
前 払 年 金 費 用	107	純 資 產 の 部	
繰 延 稅 金 資 產	197	株 主 資 本	(12,568)
そ の 他 投 資	9	資 本 金	200
		利 益 剩 余 金	(12,368)
		利 益 準 備 金	50
		そ の 他 利 益 剩 余 金	12,318
		(当 期 純 利 益)	(2,136)
		純 資 產 の 部 合 計	12,568
資 產 の 部 合 計	23,562	負 債 ・ 純 資 產 の 部 合 計	23,562

注記 1. 有形固定資産の減価償却累計額

98 百万円

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券

投資有価証券……………「移動平均法による原価法」

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産	定率法〔1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法〕
(2) 無形固定資産	定額法
(3) 長期前払費用	定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れに備える為、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収見込額を計上しております。

完工工事補償引当金…請負工事引渡し後保証期間に係る補償に備える為、補償見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備える為、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金………従業員の退職給付に備える為、期末の自己都合要支給額の会社負担額及び外部積立による「確定給付企業年金」数理債務引当不足額を計上しております。

株式給付引当金………株式給付制度に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

役員株式給付引当金…役員株式給付制度に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりである。なお、当社は新規の住宅供給等を主なマーケットとし、マンション等の企画・設計から施工までを行う総合建設業を営んでおり、主な収益を以下のとおり認識している。

(建設工事等)

当該履行義務は、請負工事を進めるにつれて物件の価値が増加し顧客が当該資産を支配することから、一定期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に応じて収益を認識している。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によっている。取引価格は請負工事契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領している。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

(設計監理)

設計業務の履行義務は、顧客に対しての成果物納品であり、当該業務が完了した時点で収益を認識している。取引価格は業務委託契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領している。監理業務の履行義務は、顧客に対して契約期間にわたり建設工事に関する監理業務を提供することであり、契約期間に応じて収益を認識している。取引価格は業務委託契約により決定され、対価は契約に定められた時期に受領している。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。これにより、収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はない。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っているが、当事業年度の損益及び期首剰余金に与える影響はない。